秋田県能代市「地域おこし協力隊(ローカルスタートアップビジネス創出担当)」 株式会社秋田銀行の伴走支援により ビジネスアイデアをブラッシュアップしていきます

~募 集 要 項~



能代市は、秋田県北西部に位置し、北には世界自然 遺産「白神山地」を望み、西は「日本海」、日本五大松 原に数えられる「風の松原」、内陸南部には高さ58メ ートルの「日本一の天然秋田杉」を有する、自然に囲 まれた地域です。

また産業分野においては、洋上風力の建設が進み再生可能エネルギー関連の新たな産業の創出が期待されておりますが、他の地方自治体にも多くみられるように、能代市においても、特に女性や若年層の都市部への人口流出が著しく、少子高齢化が進んでいます。

こうした状況を打破するため、社会・地域の問題解決と経済的価値を両立し、地域の中核企業(ローカルスタートアップ)となり得るアイデアを持った人を募集し、本市を舞台に新たな価値(市場や経済)を作り出すとともに、地域の活性化を図るため、次のとおり「地域おこし協力隊(ローカルスタートアップビジネス創出担当)」を募集します。

1. 募集人員及び活動内容

能代市地域おこし協力隊員(ローカルスタートアップビジネス創出担当) 1名

【活動内容】

新たなビジネスモデルの創出(能代市内での法人設立)

株式会社秋田銀行がビジネスアイデアを実現するために事業開発・伴走支援を行います。

・ビジネスモデル創出に向けた地域との連携による調査・実証 など

2. 募集対象

・市内事業者や住民だけを顧客とするのではなく、市外(海外も含む)からも外貨を 稼ぎ、地域経済の活性化につながるアイデアや社会的・経済的に波及効果が期待で きるアイデアを持った方

3. 応募条件

- ・応募時点で18歳以上の方
- ・能代市を拠点に起業し、法人化を目指す方
- ・社会的・経済的に波及効果があり、地域の中核企業となり得るビジネスアイデアを持った方(事業内容は自由だが、任期中又は任期終了後に原則法人化すること)※
- ・本市に留まらず、広く全国に展開が可能で、外貨の獲得が期待できるアイデアを持った方
- ・総務省が定める3大都市地域をはじめとする都市地域等に住民票を置き、(又は他の

地域で隊員としての活動経験があり)採用後に能代市へ生活拠点を移し、住民登録できる方(居住用件の確認については、お問い合わせください。)

- ・地域おこしの活動に意欲と情熱があり、積極的に活動できる方
- ・普通自動車運転免許を取得している方
- ・パソコンの一般的な操作ができる方(ワード、エクセル、パワーポイント、インターネット、Eメール及びSNSなど)

※: 実践を進めながらアイデアが変化していくことは構いません。現状のアイデア を、顧客や市場におけるニーズの分析等を踏まえ、できるだけ具体的にご説明い ただきます。

法人設立後5年間は能代市に定住・本社機能を置くこととします。(協力隊委嘱時と法人設立後にそれぞれ誓約書を作成頂きます。)

4. 募集スケジュール(令和7年度中)

募集開始日	応募締切	1 次選考 結果通知	2 次選考 (予定) (能代市役所)	採用予定日
8月20日(水)	11月4日(火) ※応募がない場合 には応募期間を延 長いたします。	応募後1週間 程度を目安とし て通知します	11月中 ※詳細な日程に ついては個別に 1次選考通過者 にお知らせいた します。	要相談

※採用者が決定した場合は、以降の募集は行いません。

募集の状況は能代市しごと情報サイト、能代市公式ホームページでご確認のうえ、ご 応募ください。

5. 応募手続

・能代市しごと情報サイトの専用フォームからお申込みいただくか、提出書類をEメール(PDF形式)または郵送でお送りください。

※提出された書類は原則として返却いたしません。

- 提出書類
 - (1) 履歴書(書式自由、顔写真を添付):応募動機を簡潔にご記入ください。
 - (2) ビジネスモデルに関するアイデアをまとめた資料(任意様式)
- ・問合せ方法:

◆能代市しごと情報サイト

https://www.talent-clip.jp/noshiro

◆Eメール

syokou@city.noshiro.lg.jp

6. 選考方法

·. 1 次選考

書類選考の上、結果を応募者全員にEメール等で通知します。

∴ 2 次選考

1次選考合格者を対象に、面接による2次選考を原則として<u>能代市内</u>で行います。 ただし、1次選考合格者との調整等により日程及び場所を決定する場合があります。 また、オンラインを併用して行う場合があります。

なお、2次選考では、<u>自身のビジネスアイデアに関するプレゼンテーション</u>を行っていただきます。併せて、事前にプレゼンテーションの資料(自由書式)を提出して

いただきます。

2次選考の日時、場所、プレゼンテーションに関する条件等の詳細については、1 次選考結果を通知する際にお知らせします。

※2次選考のために対象者が要する経費は、自己負担となります。

7. 活動条件等

勤務場所 活動により応相談とします。 身分 「能代市地域おこし協力隊員」として採用(委嘱)。 報償費 上限年額400万円(年度途中で委嘱された場合は月割りにて当該委嘱期間に応じて支払い) 加入保険 能代市の国民健康保険に加入していただきます。 国民年金保険の資格が1号でない方は変更の手続きをしていただきます。 活動時間 1日当たり7時間45分、週5日間(週38時間45分)ただし、活動の内容により活動日数及び活動時間は市と協議のうえ調整できるものとする。 委嘱 期間 委嘱した日から同年度の3月31日まで。次年度以降については、毎年度協議の上決定します。最長で3年間となります。 活動に要する経費 活動費補助金として活動に係る経費を補助します。(上限年
報 償 費 上限年額400万円(年度途中で委嘱された場合は月割りにで当該委嘱期間に応じて支払い) 加 入 保 険 能代市の国民健康保険に加入していただきます。 国民年金保険の資格が1号でない方は変更の手続きをしていただきます。 活 動 時 間 1日当たり7時間45分、週5日間(週38時間45分)ただし、活動の内容により活動日数及び活動時間は市と協議のうえ調整できるものとする。 委 嘱 期 間 委嘱した日から同年度の3月31日まで。次年度以降については、毎年度協議の上決定します。最長で3年間となります。
当該委嘱期間に応じて支払い) 加 入 保 険 能代市の国民健康保険に加入していただきます。 国民年金保険の資格が1号でない方は変更の手続きをしていただきます。 活 動 時 間 1日当たり7時間45分、週5日間(週38時間45分) ただし、活動の内容により活動日数及び活動時間は市と協議のうえ調整できるものとする。 委 嘱 期 間 委嘱した日から同年度の3月31日まで。 次年度以降については、毎年度協議の上決定します。 最長で3年間となります。
加 入 保 険 能代市の国民健康保険に加入していただきます。 国民年金保険の資格が1号でない方は変更の手続きをしていただきます。 活 動 時 間 1日当たり7時間45分、週5日間(週38時間45分) ただし、活動の内容により活動日数及び活動時間は市と協議のうえ調整できるものとする。 委 嘱 期 間 委嘱した日から同年度の3月31日まで。 次年度以降については、毎年度協議の上決定します。 最長で3年間となります。
国民年金保険の資格が1号でない方は変更の手続きをしていただきます。 活 動 時 間 1日当たり7時間45分、週5日間(週38時間45分)ただし、活動の内容により活動日数及び活動時間は市と協議のうえ調整できるものとする。
ただきます。 活 動 時 間 1日当たり7時間45分、週5日間(週38時間45分) ただし、活動の内容により活動日数及び活動時間は市と協議の うえ調整できるものとする。
活 動 時 間 1日当たり7時間45分、週5日間(週38時間45分) ただし、活動の内容により活動日数及び活動時間は市と協議の うえ調整できるものとする。 委 嘱 期 間 委嘱した日から同年度の3月31日まで。 次年度以降については、毎年度協議の上決定します。 最長で3年間となります。
ただし、活動の内容により活動日数及び活動時間は市と協議のうえ調整できるものとする。 委嘱期間 委嘱した日から同年度の3月31日まで。 次年度以降については、毎年度協議の上決定します。 最長で3年間となります。
うえ調整できるものとする。 委嘱期間 委嘱した日から同年度の3月31日まで。 次年度以降については、毎年度協議の上決定します。 最長で3年間となります。
委嘱期間 委嘱した日から同年度の3月31日まで。 次年度以降については、毎年度協議の上決定します。 最長で3年間となります。
次年度以降については、毎年度協議の上決定します。 最長で3年間となります。
最長で3年間となります。
活動に要する経費 活動費補助金として活動に係る経費を補助します。(上限年
150万円※年度途中に採用となった場合は、月割により計算
した額が上限となります。)
◆活動経費の内10万円/月額(税込)については、起業に向
けた伴走支援を行う株式会社秋田銀行に【事業開発・実証伴走
支援委託料】としてお支払いいただきます。
【11月に協力隊として採用となった場合】
委 託 料:10万円×5か月=50万円
活動費補助:12万5千円×5か月=62万5千円
【補助残額】:62万5千円-50万円=12万5千円
◆そのほか、以下の経費も補助対象となります。
・事務所及び住居の借り上げ・活動用車の借り上げ
・駐車場の借り上げ・活動に要したガソリン代
・パソコンの借り上げ・活動用消耗品
・事務所及び住居の灯油代(冬期)・活動や研修の旅費ほか
自己負担となる経費 能代市までの交通費及び引っ越し費用(45歳未満の方は移住
定住奨励金が使用可能)、社会保険料等、生活備品、食費、光
熱水費、その他生活等にかかる諸費用
そ の 他 市では、住民との調整や研修のほか、隊員の活動のための必要
な支援を行います。また、着任1年経過日~最終任期終了日か
ら起算して1年以内に能代市内で起業をする場合は支援を行
います。

8. その他

能代市及び地域おこし協力隊の情報については次のホームページをご覧ください。

- ・能代市しごと情報サイト https://www.talant-alip
 - https://www.talent-clip.jp/noshiro
- ・能代市ホームページ

https://www.city.noshiro.lg.jp/

- ・移住・交流推進機構 地域おこし協力隊ホームページ
 - http://www.iju-join.jp/chiikiokoshi/
- ・株式会社秋田銀行ホームページ https://www.akita-bank.co.jp/

9. 問合せ・応募先

能代市地域おこし協力隊員(ローカルスタートアップビジネス創出)担当 〒016-0821 秋田県能代市上町1番3号 能代市 商工労働課 商工労働係

電話 0185-89-2186 FAX 0185-89-1775

Eメール syokou@city. noshiro. lg. jp